平成２７年（フ）第１５２号
埼玉県上尾市中妻２丁目９番地３　ハイムユタカ202
債務者　志水　久男
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目17番10号
債務者　川崎健一郎
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
埼玉県川口市大字東本郷1031番地の１　イーストビレッジ303号、旧住所埼玉県川口市大字東本郷222番地の７
債務者　野中　明志
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
埼玉県上尾市愛宕１丁目19番７号　ガーデンハイツ愛宕205
債務者　飯野　功雄
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
千葉県松戸市松戸新田469番地の１　セジュール松戸新田Ⅱ―201号
債務者　佐久間良明
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６号
岐阜県羽島郡岐南町薬師寺６丁目66番地の１　レオパレスサザンクロスＡ104号室、前住所神戸市北区鈴蘭台東町５丁目７番23号
債務者　梶岡　大志
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５６号
静岡県三島市加茂川町１番10号、居所東京都世田谷区上祖師谷１―32―９　スカイコート千歳烏山第５―101号室
債務者　土屋顕一朗
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
静岡県伊東市鎌田1281番地の68　フォーレスト門野Ｂ202号
債務者　太田　　治
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
静岡県駿東郡清水町徳倉856番地の２、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1367番地の17
債務者　尾高　通春
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
愛知県丹羽郡大口町下小口２丁目59番地
債務者　石川　憲二
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６号
三重県松阪市光町1345番地　ハイツリープライツＡ棟202号
債務者　倉田加奈子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良浦1404番地
債務者　田島　教康
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第２号
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦236番地２
債務者　毛利　公彦
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第２６号
鹿児島県鹿屋市郷之原町12024番地３　ハピライフマンション305号
債務者　新原　令与
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部

平成２７年（フ）第９３号
宮城県多賀城市伝上山３丁目12番30号
債務者　森　　初子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野179番地４　フジヤハイツ203号
債務者　根本　厚子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原130番地２
債務者　高野亮太郎
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係